

○御宿町海水浴場等に関する条例

平成2年6月27日条例第9号

改正

平成28年3月15日条例第15号

御宿町海水浴場等に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、海水浴場及び休憩所並びに町が管理する国有地浜につき、良好な秩序、環境のもとに、公衆衛生・公衆の危険防止をはかるため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、海水浴場とは一定の管理のもとに、一定の期間、特定の水面及び付属地に適当な施設を整備し公衆の海水浴又は遊泳の目的に供するものをいう。

2 この条例において、海水浴又は遊泳の区域とは、標識、うき等をもって区画された水域をいう。

3 この条例において、休憩所とは海水浴場において、浴客の更衣、休憩、衣類の保管等の利便に供する施設をいう。

4 この条例において、国有地浜とは、海水浴場に接続し、海水浴場に人の出入りが出来る水際に沿った平地をいう。

5 この条例において、「入れ墨等」とは、入れ墨その他これらに類する外観を有するものをいう。

(区域)

**第3条** 海水浴場及び国有地浜の区域は町長が定めた次の場所をいう。

須賀字山谷場2208番1・同番2・同番3・同番5・同番7

浜字本場2163番1・浜字湊2164番1・同2169番

六軒町字浦仲497番1・同番3・六軒町字赤樽505番1

岩和田字本場945番1・岩和田字新場948番1

前記各番地先及び須賀字山谷場2208番16・同番64・同番94・同番95・同番96・同番107地先国有地浜並びに水面

(管理運営)

**第4条** 海水浴場、休憩所、町の管理する国有地浜（以下「海水浴場等」という。）は公衆の衛生、危険防止、良好な秩序、環境の保持を旨とし、且つ全体の風紀、美観を損なうことのないよう管理運営されなければならない。

(標識等の移動等の禁止)

**第5条** 何人も、故なく、遊泳区域を表示する標識・うき等を移動、損壊、取外しをしてはならない。

(ボート等の使用禁止)

**第6条** 海水浴場の利用者は、遊泳区域内において、ボート、サーフボード、ヨット、ジェットスキー、その他これに類するもの（ゴム製によるもの、その他接触した場合に人の身体に危害を及ぼすおそれのないものを除く。以下「ボート等」という。）を使用してはならない。

(もり等の使用禁止)

**第6条の2** 海水浴場の利用者は、もり、やす、水中銃、その他人の身体に危害を及ぼすおそれのある器具（以下「もり等」という。）を所持して、海水浴場に立ち入ってはならない。

(入れ墨等の露出禁止)

**第6条の3** 海水浴場の利用者は、入れ墨等を公衆の目に触れさせることによって、他の者に不安を覚えさせ、他の者を畏怖させ、他の者を困惑させ、又は他の者に嫌悪を覚えさせてはならない。

(遊泳区域外の遊泳禁止)

**第7条** 何人も、次の行為をしてはならない。

- (1) 遊泳区域外で遊泳すること。
- (2) 夜間又は酒気を帯びて遊泳すること。
- (3) 公衆の治安、衛生、風紀を濫すこと。

(休憩所等の設置)

**第8条** 海水浴場等において、次の各号に掲げる行為をするときは、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 休憩所等の施設を設置するとき。
- (2) 興行、その他の催物をするとき。
- (3) 物品の販売又は賃貸をするなど営業行為をするとき。
- (4) 物品の販売又は賃貸等営業のため、自動車、リヤカー、その他移動可能な車輛、器材器具の搬入、建造物にいたらない物を設置するとき。

2 町長は許可を与える場合、管理上必要な条件を付することができる。

3 町長は、第1項の申請者が、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれある者及びその組織、若しくはその関係者であるときは、その許可をしないものとする。

(業務の委託)

**第9条** 海水浴場等に関する業務は、町長が適当と認める公共団体、若しくは当該地域内の関係者

で組織的な公認団体に委託して行うことができる。

(撤去等)

**第10条** 町長は、第8条の規定に違反した者に対し、当該許可の取消、業務の停止、当該車輛、搬入物、設置物の撤去を命じることができる。

2 町長は、違反者が町長の前項の命に従わず、当該行為を継続するときは、当該施設等に立ち入るなどして、違反物を撤去することができる。

(罰則)

**第11条** 第5条の規定に違反した者は3万円以下の罰金に処する。

(科料)

**第12条** 第6条、第6条の2に違反した者は科料に処す。

(委任)

**第13条** この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成28年3月15日条例第15号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### 別図

